

家族介護支援

家族介護教室

- ① 介護方法や、介護者の健康づくりなどの知識・技術を習得するための教室を開きます。(年2回)
- ② 高齢者を介護している家族や近隣の援助者など
- ③ 無料

家族介護者交流事業

- ① 日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加することで、心身のリフレッシュを図ります。(年1回)
- ② 要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族
- ③ 無料

家族介護用品の支給

- ① 介護者の負担を軽減するため、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど)を支給します。
- ② 要介護4または5で町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族
- ③ 支給限度額 年額 75,000 円



家族介護教室

その他

福祉タクシー事業

- ① 利用者の居宅から目的地までの、往復のタクシー乗車代金の一部を助成します。ただし、町外が目的地の場合は、最寄の交通機関停留所などを目的地とします。(月2回まで)
- ② ● 高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属し、かつ、次のいずれかに該当する方
ア おおむね 65 歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な方。
(介護保険の「要介護」を除く)
イ おおむね 60 歳以上で、下肢が不自由な方で、一般の交通機関を利用することが困難な方。
● 身体障害者手帳「1 級」、「2 級」をお持ちの方
● 療育手帳「A」をお持ちの方
● 精神障害者保健福祉手帳「1 級」をお持ちの方
- ③ 助成額 タクシー乗車代金の3分の2
※ 外出支援サービスとの併用はできません。



問い合わせ先 福祉保健課

☎ 0859-54-5207

地域包括支援センター ☎ 0859-54-2226